

# 壬生町の発注する建設工事等における暴力団員等による 不当介入に対する通報制度の導入について

## 1. 概要

町が発注する、建設工事の請負、建設工事にかかる調査・測量・設計等の業務委託及び物品の購入、役務の提供(以下「建設工事等」という。)及び公有財産売却等から暴力団員等(暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係業者をいう。)による不当介入を排除するための新たな取組みとして、契約の相手方に対して、**暴力団員等による不当介入があった場合に、当該事実の町への報告、警察への通報並びに捜査協力を義務付けするとともに、これらの義務を怠った場合、ペナルティ措置を講ずることとしました。**

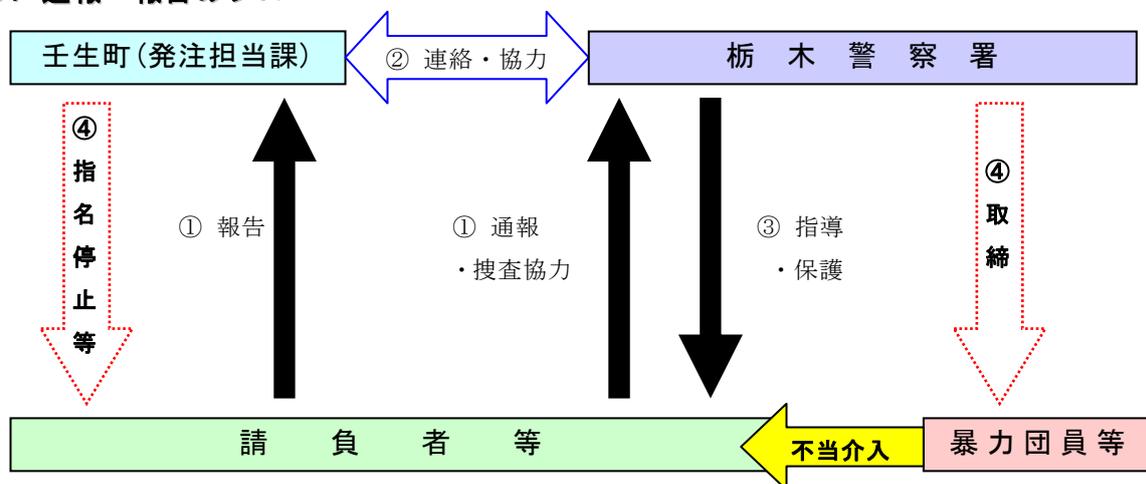
そのため、町は、「壬生町建設工事等請負業者指名停止等措置基準」などの制定、また、町長と栃木警察署長との間で、「壬生町建設工事等からの暴力団員等の排除に関する合意書」を締結しました。

## 2. 合意事項

- (1) 町は、契約の相手方に対して、当該契約の履行について暴力団員等から不当介入を受けた時は、その旨を速やかに栃木警察署に通報し町に報告すること、並びに当該不当介入に関して栃木警察署が行う捜査に協力することを義務付けました。
- (2) 警察署及び町は、契約の相手方から通報・報告を受けたときは相互に連絡しあいます。
- (3) 警察署は、町及び契約の相手方に対処要領を教示し、万全な保護対策を講ずるほか、違法・不当行為については、迅速かつ的確な取締りを図ることとなります。
- (4) 警察署は、当該契約において、暴力団員等の不当介入があったことを認識した場合、契約の相手方が警察署への通報を怠ったと認める時はその旨を町に通知します。

町は、**当該契約の相手方に対し、通報を怠ったことを理由に指名停止等の措置を行うこととなります。**

## 3. 通報・報告のフロー



#### 4. 導入時期

平成 22 年 4 月 1 日より運用開始します。

#### 5. その他

不当介入を受けた建設工事等の請負業者が、通報等を怠った場合は、壬生町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づき、**原則 2 週間の指名停止**となります。

##### ◇要 領 (こちらから、ご覧いただけます。)

壬生町建設工事等からの暴力団の排除に関する合意書  
壬生町建設工事等請負業者指名停止等措置要領  
壬生町建設工事等請負業者指名停止等措置要領運用基準

##### ◇様 式 (こちらからダウンロードしてご使用ください。)

不当介入報告書